

認知症に備え「家族信託」

少子高齢社会での財産の継承を考える。「どうする相続」。読者から認知症の親の財産や遺書に関する悩みが寄せられた。高齢になれば認知症になる可能性があることを念頭に、早めに相続対策を考えておきたい。

(砂本紅年)

受託者 財産の処分も可能

「肩の回りを整理しておきたい」と願う老親を安心させる方法が知りたい。

投稿寄せたのは中部地方の五代女性。父が約十数年前に亡くなり、百五十坪の敷地に立つ築約五十年の自宅と、預金約五百万円の銀行口座はすべて七十代の母名義になっている。

母は三年前に認知症と診断され、昨年、高齢者施設に入所。今後の介護費用を考えたか、空き家の自宅を売却したいと不動産業者に相談する。不動産業者「社に自宅を査定してもらおうと、業者に認知症の場合、契約後のトラブルを避ける意味でも、家族全員の賛成が必要になる」と、七

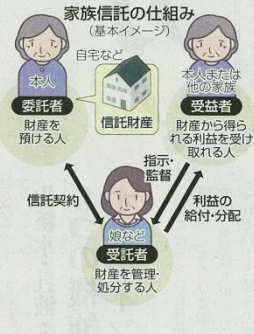
どうする 相続

反対していることもあり、女性は「このままだと、今世話をしている自分の負担が増えるのが目に見え、不安」といっ。

「同様の相談は多い」と話すのは「親が認知症になる前に知っておきたいお金の話」

を刺された。女性は「認知症といっても症状はさまざま。母の自売却の意思は押し流したことはない」と納得できない。速やかに住んでいる女性の弟が売却に

(タイムズ)社の著者で、不動産管理会社で相続対策などの相談にのる横手彰太さん(東京)。



解決、銀行での引き出し、保険金を受け取りなどが一般的にできる。財産が「凍結」され、家族が親の財産から「介護費用を提出し」と思うこともできないこともあり得る。

財産の所有者が認知症になる前の備えとして、横手さんは、財産に関する要望を家族に契約という形で残す「家族信託」の利用を勧めることが多々という。

家族信託は生前から財産の運用や管理を家族や親族に託せる制度。財産を預ける人(委託者)、財産を預かる人(受託者)、財産を預ける人(委託者)・処分する人(受託者)、財産から生じる利益を受け取る人(受益者)からなる。委託者の死亡後も契約の効力を持たせ、遺言代わりにするなどで、受託者に自売却などの財産処分を託すこともできる。

手続きは制に精通し、税法士などに依頼でき、一般的な初期費用は信託財産の評価額五十万円の場合、七十万～一百万円。認知症の診断後は利用が難しくなるが、横手さんは「公証人が第三者や医

師が十分な判断能力があると認めれば、家族信託を活用できる可能性は残る」と話す。

認知症などで判断能力が低下した人を利用する成年後見制度の「法定後見制度」については、横手さんは「本人の財産を守るのが目的。家族が介護費用を理由に自売却るのは、本人の貯金が底をつくなど正当な理由がなければ難しい」と指摘。第二の「財産凍結」にのみかかわらず、あまり勧められないという。

「いずれにしても、親が認知症になった後の相続対策や財産管理は、新たな「争族」の種をまくことにもなりかねない。横手さんは「できれば、親が元気なうちに司法掛けでどこに相談して」と呼び掛けている。

困り事や体験談募集

相続に関する困り事や体験談を募集します。メールは seikatut@tokyo-np.co.jp ファクス03(3595)6931。件名に「どうする相続」と記入を。